



平成29年3月に時間外労働の上限規制等に関して労使合意したことを受け、内閣官房・厚生労働省、連合、経団連の3者は、時間外労働の上限規制、パワーハラスメント防止対策、メンタルヘルス対策、勤務間インターバル制度などについて、働き方改革実現会議に提案している。日本医師会は5月10日、会内に「医師の働き方検討委員会(プロジェクト)」を設置することを明らかにした。医師不足や医師偏在が加速し、これによって生じた多くの課題が、医療の理念の再確認と医師の仕事

医師の働き方検討委員会

情報広報部副部長

進むことによって解決するものもあるのでは

ないかと期待したい。働き方検討委員会は公的審議会、日産業保健委員会、日医勤務医委員会から各4人ずつ選出された合計12人で構成される。私も日医勤務医委員会から検討委員会のメンバーに入り、6月から議論に参加することになった。

仕事を続けていく上で求められる知識と技量を担保するために常に勉強していかねばならない医師の特性があり、自己の研修と学会参加、教育・研究指導の役割、臨床症例の勉強などがあり、患者と対峙する臨床時間との線引きが難しい。日医男女共同参画委員だった頃、女性医師の働き方とその評価につ

いて、育児中の医師が病院内で長時間勤務できない場合、帰宅後に画像解析をはじめとするテレワーク、自分自身以外のチームメンバーのためにも文献検索を行い論文作成の支援書類作成等の仕事は重要で評価されるべきと議論されたが、標準化することは難しかった。しかし医療現場の新たな働き方の実現を目指す上で、働き方の多様性について議論されてきたことがここに至り解決の一助になるのではないだろうか。当直業務は時間外勤務であるという認識が広がっており、時間外手当が支払われ、最後の勤務時刻から例えば11時間あけなければならないという勤務間インターバル制に基づき、当直明けは休みとなり継続勤務は難しくなるだろう。

藤井 美穂

2017年2月12日、最高裁判所は奈良県立奈良病院事件の上告を受理しないという決定を下した。

これにより医師の宿日直をめぐる問題に最終判断がくだされたことになる。短時間勤務希望者のマンパワーが必須となり、管理者は診療科内あるいは診療科をこえての複雑なシフトを組んでいかなければならない。院外のクリニックで仕事する医師の応援も必要となるかもしれない。

聖路加国際病院に2016年5月に労基署の監査が入り、サービスマンが当たり前という仕事のあり方が指摘された。今回の労基署の指導を受けて、未払いの残業代を支払わなければならず、財務状態が悪化したのか、同年のボーナス支払いが遅れたほか、一割程度

のカットも行われた。他の病院と比較して給与体系も低く、厚生労働省が提供する平成27年度賃金構造基本統計調査を基に算定した後期研修を終えた三十代前半の給与水準よりはるかに低くとどまっていた。ブランド病院名、そして年間33億円の寄付金がある聖路加国際病院だから存続できたといえる。

昭和23年に制定された医師法の第19条に診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない、とする応召義務の問題もある。医療費を支払えない経済状況の中で約70年前に制定された医師法第19条は、現在適応する臨床場面が異なってきた事も確かであり、診察上緊急性の低い患者に対する応召義務についても議論されることが多くなってきた。医療の専門性の分化が進み、専門外の診療が難しい現状の中で、たらい回しとしてメディアに叩かれる場面も多い。

マンパワーの圧倒的に不足する地方の医療を崩壊させずに医師の働き方を議論していかねばならない点が重要であるとともに、新専門医制度の19番目の基本領域である総合診療科の役割を見据えながら、今後の医療を担う若い世代と一緒に、すべての立場の医師を含め、着地点を見いだしていかなければならない。

今年、「全国医師会勤務医部会連絡協議会」を、来る10月21日(土)に当会が担当して開催する。翌日には、若手医師専門委員会の主催で「勤務医交流会」を企画しており、勤務医の働き方についてしっかりと議論していきたい。多くの勤務医にご参集いただきたい。